

## 産業廃棄物処理施設の設置等計画の公表等に係る運用について

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下、「紛争要綱」という。）第5条で規定されている事業計画書の公表及び閲覧等について、当面の間、以下のとおり運用する。

### 1 運用方針

#### (1) 通知書の公表方法

- 従前： 紛争要綱等6条第1項に基づき、処理施設の設置場所を管轄する保健所及び関係地域の市町村の掲示板に通知書を掲示する。
- 運用： 上記の対応に加え、循環社会推進課のHPに通知書(別紙1)を掲載する。  
なお、掲載期間は公表の日から起算して30日間とする。

#### (2) 事業計画書の閲覧方法

- 従前： 紛争要綱第6条第2項に基づき、設置場所を管轄する保健所及び関係地域の市町村の庁舎内において、閲覧用の事業計画書を閲覧に供する。
- 運用： 上記の対応に加え、通知書と同時に循環社会推進課のHPに閲覧用の事業計画書を掲載する。  
なお、掲載期間は公表の日から起算して30日間とする。

#### (3) 説明会の開催等の周知

- 従前： 紛争要綱第6条第3項の規定に基づき、設置者は、関係者に対し必要な事項を記載した文書を配布する方法（これにより難しいときは、関係地域内での掲示板への掲示等）により、事業計画書の概要、閲覧場所及び第8条第1項に規定する説明会の開催について周知に努める。
- 運用： 上記の対応に加え、循環社会推進課のHPに周知計画書を掲載する。  
なお、掲載期間は説明会が開催される日まで又は紛争要綱第8条第5項に基づき周知が行われるまでとする。

#### (4) 意見書の提出

- 従前： 紛争要綱第10条第1項に基づき、生活環境の保全上の見地からの意見を有する関係者は、意見書を知事に提出することができる。
- 運用： (3)と併せて意見書を提出する方法をHPに掲載する。  
※意見書は、氏名、住所、連絡先を記載のうえ、処理施設の設置場所を管轄する保健所、関係地域の市町村又は熊本県環境生活部環境局循環社会推進課へ郵送又はメール等にて提出するものとする。

## 2 附則

この運用は、令和6年（2024年）7月1日から施行し、令和6年（2024年）8月1日以降に事業概要書が提出された計画から適用する。

産業廃棄物処理施設の事業計画書について

下記の事業者から、産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画書が提出されましたので、熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり当該事業計画書の写しを閲覧に供します。

事業計画書に対して、生活環境保全上の見地から意見を有する関係者（関係地域内に住所を有する者、関係地域内で農業、林業、漁業等に従事する者及び関係地域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。）は、このお知らせの日から起算して45日を経過する日（要綱第8条第1項の規定による閲覧期間が満了する日までに説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日）までに意見書を知事に提出することができます。

令和 年（        ）年    月    日

熊本県知事

- 1 設置者の住所及び氏名  
住所  
氏名
- 2 設置予定場所
- 3 施設の種類
- 4 施設の処理能力
- 5 処理する廃棄物の種類
- 6 閲覧場所
- 7 閲覧期間  
令和 年（        年） 月    日から令和 年（        年） 月    日まで
- 8 関係地域